

市民委員会とりまとめ「提言」骨子（案）

「提言」の性格について

- 「最大公約数」か、「最小公倍数」か
完全な合意形成をすることが困難であること、そして、できるだけ多くの提言を採り入れるために、「最小公倍数」に近い性格と考えてはどうか
ただし、明らかな「極論」は避け、また真っ向から対立する意見があるものについては、「但し書き」を個別に明記することではどうか

2. 政省令に関わる提言

1.1. 総論

- 今回公表された政省令（案）と昨年の小委員会で試算された結果を比較すると、基準利用量の設定や対象とする新エネルギーの種類、上限価格の設定、想定した費用供給曲線などにおいて、大きく前提条件が変わってきているのではないかと。

1.2. 新エネルギーの利用目標について

- 利用目標の水準(1.35%)は、前提条件、対象エネルギー、必要コスト等を精査したうえで、再検討をすべきである。
本市民委員会では、欧州各国の例と対比しつつ、はるかに高い水準を求める声が大勢を占めたが、電気事業者の過大な負担を懸念する声もあった。いずれにしても、提案されている利用目標(1.35%)は、その前提条件が崩れているために、再検討は不可避である。
- 政府の目標と整合性を取るために、自然エネルギーごとの目標値が必要であるとの意見もあり（とりわけ太陽光について）これに対して政府は RPS 法であることを理由に否定したが、これは決して RPS 法と矛盾するものではない。

1.3. 新エネルギーの基準利用量について

- 基準利用量の設定については、経過期間が長すぎるために、とくに初期において市場が縮小する懸念が大きいため、3年後に向けて再検討すべきである。具体的には、
 - ✓ 経過措置の見直しの必要性
 - ✓ 最低価格保証など、値崩れへの対応方法
 - ✓ RPS 枠から漏れる新エネルギーの引き取りの措置(グリーン電力証書との調和など)
- 現在のトップランナーと経過措置を組み合わせた基準利用量の設定は、「ラストランナー」に手厚く配慮しすぎており、市場の流動性も期待できない。トップランナーにとっては「RPS 枠」販売の事業機会を逃し、新エネ市場も小さすぎるため、経過期間と併せて再考すべきである。

1.4. 新エネルギーの定義について

- 廃棄物の除外を明示すること
 - ✓ 廃プラスチックを当面除外することは評価できる。しかし、混焼の場合を考えると、実質的に CO2 が増える懸念もあり、また、他の環境リスクも増大することが懸念されることから、廃棄物の除外を明示すべきである。

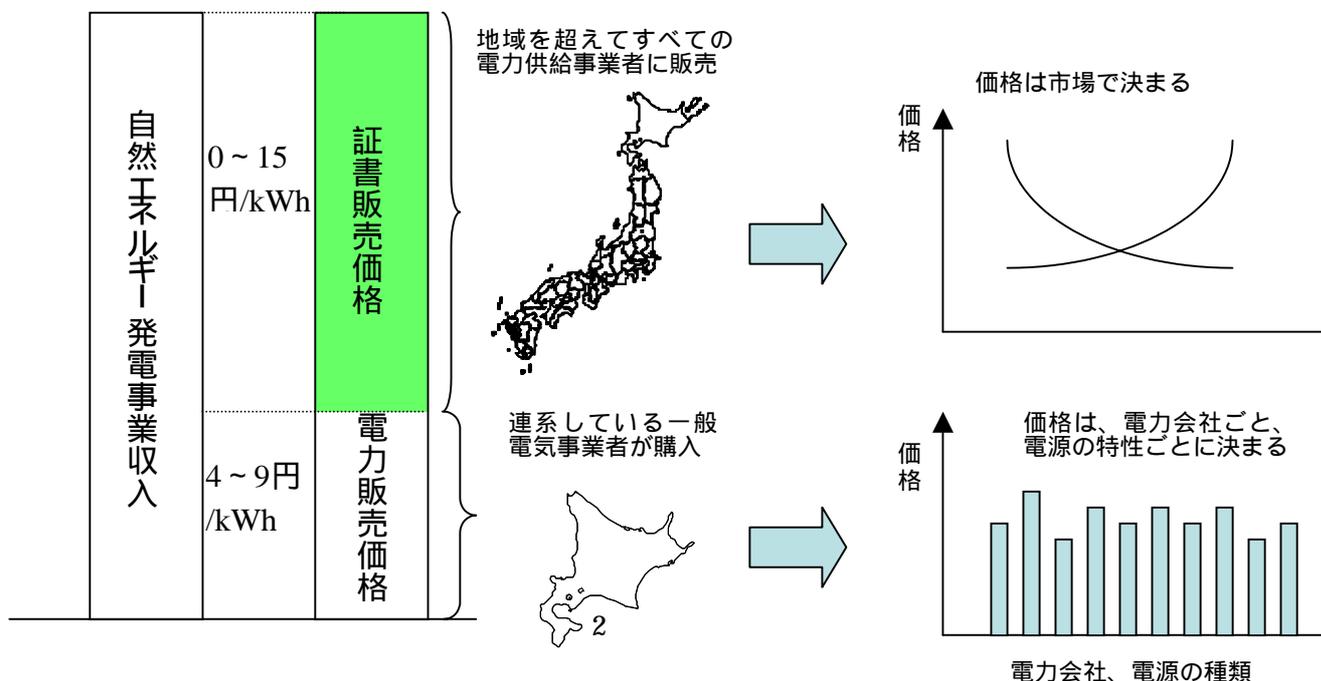
- ✓ 当面、廃棄物の除外を明示しないのであれば、国会でも附帯決議で合意された「本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。」をいかに担保するかを具体的に定めるべきである。
 - ・マテリアルリサイクルを阻害しないこと
 - ・CO2排出を実質的に増加させず、環境負荷を増大させないこと
 - ・他の自然エネルギー普及を阻害しないこと
- ✓ バイオマスの中でも汚染度合いが異なっている資源の流通が想定されるため、そのガイドラインを定めるべきである。
- 小水力の扱いおよび規模・基準の設定について、幅広い議論により関係当事者の合意を得て、根拠とガイドラインを定めるべきである。
- 地熱の扱い(再生可能性)について、幅広い議論により関係当事者の合意を得て、根拠とガイドラインを定めるべきである。とりわけ、本来、再生可能エネルギーである地熱発電について、地熱蒸気の「再生可能性」を理由に排除すべきではない。

1.5. 新エネルギー事業の系統接続について

- ✓ 系統連系については今後3年間で検討するとしているが、新エネルギーの普及が加速するように、優先接続の可能性や費用負担のあり方等について検討すべきである。

1.6. 供給区域を越えて「RPS 枠」を取引する場合の規定について

- 「売り手の自由」「買い手の自由」を確保するために、電気事業者間の「肩代わり」だけでなく、自然エネルギー事業者は発電量と RPS 枠との切り離し、当該一般電気事業者の供給区域を越えて、供給区域外の電力供給事業者と RPS 枠のみを取引可能とするための規定を明示的に定めることが必要である。
- その場合、一般電気事業者は、送電系統を独占的に所有管理している公益性があることから、「RPS 枠」を除いた電力部分のみの買取りに関して、一定の購入メニュー(たとえば回避可能原価相当)を公表する必要がある。そして、それが極端に低い価格設定や事業者間で異なる買取価格など、電力会社による恣意的な設定が行われないよう、最低限、ガイドライン(できれば明確な統一的ルール)が必要である。



1.7. バンキング、ボロウイングについて

- 「バンキング・ボロウイング」については、正確な運用基準の規定が必要である。

1.8. 上限価格及び下限価格の設定について

- 「上限価格」については、どの水準の上限価格をどのように定め、その実効性をどのように担保するのか、正確な運用基準の規定が必要である。
- 「下限価格」については、市場の値崩れによる新エネルギー事業の停滞を避けるために、導入を検討すべきである。

1.9. 「RPS 枠」取引に伴う「価値」の移転と整合性について

- 「RPS 枠」の取引に伴う「価値」（とくに環境付加価値）の移転について、混乱を避けるために、たんに民間の取引に委ねるのではなく、慎重に討議した上でガイドライン等一定の考え方を示すことが必要である。仮に化石燃料由来の廃棄物を対象とすると、価値の移転をリンクすると矛盾が生じるため、この点からも廃棄物発電（化石燃料由来）は除外すべきである。

2. 次回法改正に向けた提言

2.1 普及方策について

- 手法については、固定価格制など別の選択肢やハイブリッドもあり得ることを想定すべきである。

比較項目	固定価格制(ドイツ型)	固定枠制(RPS型)
短期的な普及		
技術開発インセンティブ		
投資セキュリティ		
住民参加		
費用効率性		

2.2 法の目的、とくに地球温暖化防止について

- 法の目的に「地球温暖化防止」を入れ、環境省との共管を検討すべきである。
- 廃棄物に対しては、実質的にCO₂を拡大する懸念が大きく、やはり明確に除外すべきである。

2.3 「新エネルギー」の用語について

- 本質的に国語辞典的な問題ではなく、環境保全目的や国際的な整合性の問題であり、「自然エネルギー」に統一すべきである。

2.4 義務づけ対象について

- 義務づけ対象として、実質的に「小売事業者」に等しいオンサイト発電事業者なども規制対象とすべきである。

2.5 RPS 制度設計について

- 証書の発行について
- ペナルティの設定について

ペナルティがない日本の制度は市場として機能しない懸念があり、次回法改正では「証書」と「ペナルティ」は法に加えるべきである。

- ✓ 第1に、「罰金」だけで逃れるモラルの低下と市場縮小への懸念
- ✓ 第2に、価格水準が見通せない市場の不確実性

3. その他、法・政省令にかかわらない共通の論点

3.1 民間の自主的な取り組み(とくにグリーン電力証書)との調和について

- ・ 民間のグリーン電力、とりわけグリーン電力証書に関して、新エネルギー部会での言及にもかかわらず、いまだに何らの支援的対応も見られない。
- ・ 新法は新エネ事業者と電力供給事業者間のみを当事者とし、費用負担だけを需要家に押しつけるものであるため、需要家が直接自然エネルギーの普及に参加できる途を開くグリーン電力は、きわめて重要である。
- ・ 具体的には、以下の2点が求められる；
 - グリーン電力証書の購入を一般の費用支出として認めない国税庁に対する経済産業省の支援的な対応と、
 - 省エネルギー法の中での「新エネルギー導入」としてグリーン電力証書を認める検討

3.2 系統の整備、補助、費用負担のあり方について

- ・ 系統の制約が日本の新エネルギー、とりわけ風力発電の制約となっており、これに対して少なくとも次の3点が要請される。
 - 系統補強に対する支援的な措置
 - 新エネルギーの系統利用と系統補強に関する費用負担ルールの明確化（電力自由化関連）
 - 「25万kW枠」を公表した北海道に対する、北本連系線の増強を視野に入れた検討

3.3 北海道電力の「25万kW枠」について

- ・ 新エネルギー、とりわけ風力発電のポテンシャルがもっとも期待される北海道において、先の北海道電力の公表により「25万kW」という制約が設けられることは、日本全体での風力発電の目標に照らして重大な問題である。
- ・ 系統補強（上記参照）費用負担のあり方等を含めて、国家的な対応が求められるのではないか。

以上